

ネットとうほく 2020（検）第 16 号—4
2022 年（令和 4 年）11 月 24 日

〒100-0006

東京地千代田区有楽町 1-6-4 千代田ビル 7 階

日比谷見附法律事務所

株式会社ケイズグループ代理人

弁護士 難波英俊 殿

弁護士 山口耕平 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

プライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



回答書兼照会書

第 1 照会事項に対する回答

消費者市民ネットとうほく（以下、当団体という）からの本年 1 月 31 日付けの照会書に対し、貴職らより本年 8 月 9 日付けの通知書で回答をいただきました。ご対応をいただきありがとうございました。上記回答書においては、当団体への照会事項が記載されておりましたので、以下のとおり回答をいたします。

なお、上記通知においては、「貴法人の照会も、「頭蓋骨矯正」との表示が、景品表示法第 5 条第 1 号に違反するという認識を前提に照会をされているものと理解し、これを前提に照会に回答させていただきます」との記載がありますので、まずこの点について見解を述べます。

当団体は、「頭蓋骨矯正」について、どのような医学的効能効果があるのかという疑問を前提に照会をいたしましたが、このような表示が景品表示法第 5 条第 1 号に違反するものという認識を前提に照会したわけではありません。現段階で上記のような違反があると決めつけるような判断を行ってはおりませんし、当団体の意図としては、表示の問題に止まらず施術自体に問題がないかという観点からの照会を行ったものです。適格消費者団体の活動は差止請求関係業務に限られず、消費者の権利利益の擁護のためにより広い活動ができますので（消費者契約法第 29 条）、景表法違反に限定されることなく、広告表示以外の説明についても照会の対象とすることは問題ないものと思料いたします。

なお、当団体からの上記照会書において、消費者庁の 2016 年（平成 28 年）6 月 29 日付けの景品表示法違反の措置命令を付言事項として記載したのは、株式会社ケイズグループが施術の医学的根拠を裏付ける資料として磯部昭弘氏の文献等を引用されてきたことから、注意喚起として、磯部氏に上記措置命令が出ていることを指摘したものです。

1 照会事項 1に対する回答

「貴法人の照会にあたって、ことさら不特定多数に対する「広告その他の表示」と整骨院内における個別の患者に対する説明を区別せずに照会をなされた理由及びその必要性、もしくは、整骨院内における個別の患者に対する説明が「広告その他の表示」に該当する根拠についてご回答下さい」とのことですが、上記のとおり当団体の照会は、「広告その他の表示」のみを問題にするものではありません。あくまでも施術を受ける者への施術の説明と区別することなく、「頭蓋骨矯正」という語を用いることについて照会したものです。

貴職らからいただいた、令和3年10月8日付けの回答書では「頭蓋骨矯正」との表示のみでは、一般消費者に効能・効果についての印象・認識をもたらすものではないとされておりますが、「矯正」という用語には正常な状態に直す、改善するとの意味が当然に含まれることから、通常の認識では何らかの効能効果を想起させるものと考えます。この点に関しては、この度の照会や前回の要請が、一般市民から寄せられた情報提供を端緒としたものであることに照らしても貴職らの主張をそのまま受け入れることはできません。

2 照会事項 2に対する回答

「本件照会書の作成にあたって柔道整復師が関与されているのか、また、関与されているならば、当該柔道整復師が当社の整骨院と競業関係に立たないことの確認など本件照会書の客観性を担保するためにどのような手続きを執られたのか照会させていただきますのでご回答下さい」とのことですが、本件照会書の作成にあたって、柔道整復師の関与はありません。さらに、書面送付の決定過程においても関与がないことを付言します。

第2 再度の照会

当団体は、本年1月31日付けの照会書で「株式会社ケイズグループが経営する整骨院においては、「頭蓋骨矯正」という用語を、施術を受ける者にどのような作用を与えるものとして使用しているのでしょうか。」との照会を行いましたが、これに対し、「使用」とは具体的にどのようなことを意味するのでしょうか、とのご質問をいただきました。上記照会は、貴院が、広告としての不特定多数者とともに、現実の患者に対する説明にあたり、「頭蓋骨矯正」という用語をどのような作用を与えるものとして「使用」しているのかという意味で照会をしております。広告における表示に限定して照会をするものではありません。当団体の回答は以上のとおりですが、照会した内容を明確にするために、「使用」という表現を使わず、照会事項をより端的に

<照会事項1>

貴社の経営する接骨院で行われる「頭蓋骨矯正」により、施術を受ける者にはどのような効能・効果がもたらされるのでしょうか（もしくは、どのような効能効果が期待できるのでしょうか）

と改めます。

ご回答をよろしくお願ひいたします。

以上